

東神戸医療互助組合規約改訂案

【現行】

第1章 総則

第1条 名称

この組合は東神戸医療互助組合といたします。(以下、組合とよびます)

第2条 事務所

この組合の主たる事務所を神戸市東灘区住吉本町2丁目19-3におき、必要な地域に支部事業所をおきます。

第3条 目的

この組合は次に掲げる3項目を目的とします。
①組合員および地域・職域の人々の健康を守ります。
②特定医療法人神戸健康共和会（以下、共和会とよびます）を組合として共同の立場から支え、民主的医療機関としての発展に協力します。
③いつでも、どこでも、だれでも、安心して良い医療が受けられる体制を地域に実現します。

第4条 事業

この組合は目的達成のために次の事業を行います。
①組合員と地域の人々の健康増進と疾病予防のための活動を行います。
②共同の営みとしての医療を発展させるために、組合としての共同の立場から共和会の医療、経営活動に参加します。
③社会保障、医療保障制度充実のための活動を行います。
④反核、平和、民主主義を守る運動や住みよいまちづくりのための活動を行います。
⑤組合員相互の親睦と交流を図るための活動を行います。
⑥目的達成のために他団体との協力提携を行います。
⑦その他、組合の目的達成のために必要な活動を行います。

第2章 組合員

第5条 加入

①この組合の趣旨に賛同し、入会金1,000円をそえて入会を申し込まれた個人をもって組合員とします。
②組合員の同居家族は組合員扱いとします。
③組合員には組合員証を発行します。

第6条 権利

組合員は所属する支部を通じて組合の運営や、共和会の活動について報告を受け、意見をのべることができます。

第7条 退会

本人の申し出により組合を退会することができます。ただし、入会金は返金いたしません。

第8条 出資金（無利息）

①共和会の事業をすすめるための基金（出資金）を募集し、組合として共同の立場から共和会の事業に参加します。
②組合員を対象に出資金1口（1口1,000円）以上を募集します。
③出資金は増資（増額）することができます。
④出資金は減資（減額）することができます。
⑤出資金は組合を退会するときに払い戻しをうけることができます。

第9条 建設債（有利子）

①組合員を対象に共和会が施設・設備を改善するにあたって必要な時に募集します。
②そのさい、理事会でその都度内容及び利率などを決定し募集します。

【改訂案】

第1章 総則

第1条 名称

組合は東神戸医療互助組合といたします。(以下、組合とよびます)

第2条 事務所

組合の主たる事務所を神戸市東灘区住吉本町2丁目19番3号におき、必要な地域に支部**事務所**をおきます。

第3条 目的

組合員および住民のいのちと健康、福祉を守るために活動します。特定医療法人神戸健康共和会（以下、共和会とよびます）と協力・共同して、いつでも、どこでも、誰でも安心して住み続けられるまちづくりをめざします。全日本民医連の共同組織と連帯し、交流を進めます。

第4条 活動

組合は目的達成のために次の**活動**を行います。
①組合員と地域の人々の健康増進と疾病予防のための活動を行います。
②組合としての共同の立場から共和会の医療、介護、経営活動等に参加します。
③核兵器廃絶、脱原発、平和、民主主義を守り、社会保障の拡充めざし、いのちと健康を守るための活動をすすめます。
④組合員相互の親睦と交流を図るための活動を行います。
⑤目的達成のために他団体との協力共同を行います。

第2章 組合員

第5条 加入

①組合の目的に賛同し、加入金1,000円をそえて申し込まれた個人をもって組合員とします。
②組合員の同居家族は組合員扱いとします。
③組合員には組合員証を発行します。

第6条 権利

組合員は所属する支部を通じて組合の運営や、共和会の活動について報告を受け、意見をのべることができます。

第7条 退会

本人の申し出により組合を退会することができます。ただし、**加入金は返金いたしません。**

第8条 出資金（無利息）

①共和会の事業をすすめるための基金（出資金）を募集し、組合として共同の立場から事業所の増改築・医療機器の購入や更新・新しい事業所の建設運動に参加します。
②組合員を対象に出資金1口（1,000円）以上を募集します。
③出資金は増資（増額）することができます。
④出資金は減資（減額）することができます。
⑤出資金は組合を退会するときは払い戻しをうけることができます。

第9条 建設債（有利子）

①組合員を対象に共和会が新築・増改築などにあたって必要な時に募集します。
②その際、理事会でその都度内容及び利率などを決定し募集します。

第3章 総代会

- 第10条 この組合に最高決議機関として総代会をもうけます。
 ①総代会は定期総代会と臨時総代会の2種類とします。
- ②定期総代会は毎年6月に開催し、理事長が招集します。
 ③理事長は次の場合、臨時総代会を招集します。
 (1) 理事会が必用と認めたとき。
 (2) 総代の3分の1以上の請求があったとき。
 ④総代の選出基準および方法は理事会で定めます。
 ⑤総代の任期は総代会から総代会までとします。
 ⑥総代会の招集は、日時および会議の目的事項を示し、議案を付して1週間前までに通知します。
 ⑦総代と理事は兼ねない。

第11条 総代会は次の事項を決議します。

- ①規約の変更
 ②組合の解散および合併
 ③事業計画および事業報告
 ④予算および決算
 ⑤役員の選出

第12条

- ①総代会は、総代の過半数以上（委任状を含む）の出席により成立します。
 ②総代会に出席できない総代は、議長に書面で議決権の行使を委任することができます。
 ③総代会の議長は、出席総代の中から選出します。
 ④議案の成立は出席総代の過半数以上の賛成により成立します。
 ⑤賛否同数の場合は議長が決します。

第4章 役員

第13条 定数

- この組合に次の役員をおきます。
 ①理事36名 幹事3名

第14条 任期

- ①役員の任期は2年とし、再任をさまたげません。
 ②補充選出された役員の任期は前任者の残任期間とします。

第15条 選出

- ①理事および監事は総代会において選出します。
 ②役員の補充選出は理事会でおこないます。

第16条 理事会

- ①理事は理事会を構成し、理事長、副理事長若干名、専務理事を互選します。必用に応じ常務理事をおきます。
 ②理事会は1ヶ月1回以上開催し、総代会方針の実行をはかるために必要な事項を審議決定します。
 ③理事会は過半数以上の出席により成立します。
 ④議案は出席理事の過半数以上の賛成により成立します。
 ⑤理事会は組合の事業を発展させるために、必要な専門委員会を設けます。専門委員会は担当役員および委嘱された組合員によって構成します。
 ⑥監事は理事会に出席し意見をのべることができます。
 ⑦顧問は理事会において推薦します。

第17条 職務

- ①理事長は理事会の決定にしたがい、この組合の業務を処理し組織を代表します。
 ②副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときは、その職務を代行します。
 ③専務理事は、理事長を補佐し、この組合の業務を執行します。

第3章 総代会

第10条 最高決議機関としての総代会をもうけます。

- ①総代会は定期総代会と必要に応じて臨時総代会を開催します。
 ②定期総代会は毎年6月に開催し、理事長が招集します。
 ③理事長は次の場合、臨時総代会を招集します。
 (1) 理事会が必要と認めたとき。
 (2) 総代の3分の1以上の請求があったとき。
 ④総代の選出基準および方法は理事会で定めます。
 ⑤総代の任期は総代会から総代会までとします。
 ⑥総代会の招集は、日時および会議の目的事項を示し、議案を付して1週間前までに通知します。
 ⑦総代と理事を兼ねることはできません。

第11条 総代会は次の事項を決議します。

- ①事業計画および事業報告
 ②予算および決算
 ③役員の選出
 ④規約の変更
 ⑤組合の解散および合併

第12条 総代会の成立および議決の要件は次の通りです。

- ①総代会は、総代の過半数の出席（委任状を含む）により成立します。
 ②総代会に出席できない総代は、議長に書面で議決権の行使を委任することができます。
 ③総代会の議長は、出席総代の中から選任します。
 ④議案は出席総代の過半数の賛成により成立します。
 ⑤賛否同数の場合は議長が決します。

第4章 役員

第13条 定数

- ①総代会は理事36名と会計監査3名を選出します。
 ②理事の中から互選により、理事長1名、副理事長若干名、専務理事1名、必要に応じて常務理事1名を選出します。

第14条 任期

- ①役員の任期は2年とし、再任をさまたげません。
 ②補充選出された役員の任期は前任者の残任期間とします。

第15条 補充選出

- 役員が定数を下回ったときは、理事会の承認をもって役員を補充選出することができます。

第16条 理事会

- ①理事は理事会を構成し、理事長、副理事長、専務理事を互選します。必要に応じて常務理事をおきます。
 ②理事会は1ヶ月1回以上開催し、総代会方針の具体化をはかるために必要な事項を審議決定します。
 ③理事会は過半数の出席により成立します。
 ④議案は出席理事の過半数の賛成により成立します。
 ⑤理事会は組合の活動を推進するために、必要な専門委員会を設けます。専門委員会は担当役員および委嘱された組合員によって構成します。
 ⑥会計監査は理事会に出席し意見を述べるすることができます。
 ⑦理事会の議決を経て、必要に応じ理事会の相談役をおくことができます。

第17条 職務

- ①理事長は総代会・理事会決定の遂行に責任を負い、組合の執行責任者として組織を代表します。
 ②副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときは、その職務を代行します。
 ③専務理事は理事長を補佐し、組合の業務を執行します。

- ④常務理事は専務を補佐し、この組合の業務を処理します。
 ⑤理事長・副理事長・専務理事・常務理事は常任理事会を構成し、組合の日常業務を決議・執行します。
 ⑥監事は年1回以上組合の会計執行状況を監査し、その結果を理事会に報告します
 ⑦専門委員会委員長は常任理事会の要請により常任理事会に出席することができます。

第5章 支部および班

第18条

- ①この組合は必要な地域・職域に支部をおき、班を組織します。
 ②支部結成や支部分割にむけて班を基礎に一定の地域にブロックを設けることができます。ブロックの設置は、支部からの申請を受けて理事会が承認します。
 ③支部は理事会が定める支部規則、および班基準により運営します。

第6章 会計

第19条 この組合の会計は、入会金収入、共和会よりの業務委託費・事業収入・寄付金および雑収入によってまかないます。

第20条 この組合の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとします。

第7章 付則

第21条

1977年8月21日制定
 1985年8月25日改訂
 1987年7月26日改訂
 1989年8月27日改訂
 1991年7月21日改訂
 1997年7月27日改訂
 2000年7月2日改訂
 2001年6月24日改訂
 2008年6月1日改訂

- ④理事長・副理事長・専務理事・常務理事は常任理事会を構成し、組合の日常業務を決議・執行します。
 ⑤会計監査は年1回以上、組合の会計執行状況を監査し、その結果を理事会に報告します
 ⑥専門委員会委員長は常任理事会の要請により常任理事会に出席することができます。

第5章 支部および班

第18条 設置基準

- ①組合は必要な地域・職域に支部をおき、班を組織します。
 ②支部結成や支部分割にむけて班を基礎に一定の地域にブロックを設けることができます。ブロックの設置は、支部からの申請を受けて理事会が承認します。
 ③支部は理事会が定める支部規則により運営します。
 ④1支部当たりの組合員数は500人以上1000人くらいまでとします。

第6章 会計

第19条 組合の会計は、加入金収入、共和会よりの業務委託費、事業収入、寄付金、および雑収入によってまかないます。

第20条 組合の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとします。

(付則) この規約は改訂された日より施行する。

1977年8月21日制定
 1985年8月25日改訂
 1987年7月26日改訂
 1989年8月27日改訂
 1991年7月21日改訂
 1997年7月27日改訂
 2000年7月2日改訂
 2001年6月24日改訂
 2008年6月1日改訂
 2017年6月4日改訂

支部規則改訂案

【現行】

支部規則

第1条 この規則は規約第17条に基づき支部運営について定めます。

第2条 事務所
 支部は必要な場所に支部事務所を置き理事会の承認を得ます。

第3条 支部の構成
 支部は区域内の組合員をもって構成します。

第4条 支部活動
 支部は次の活動をおこないます。
 ①組合の目的・事業にそい総代会方針および理事会方針を地域に具体化し、組合員ならびに地域住民の健康を守るために活動します。

②支部は組合運営について意見を提出し、共和会および院所の活動に積極的に協力します。

③支部は班を組織します。

【改訂案】

支部規則

第1条 この規則は規約第18条に基づき支部運営について定めます。

第2条 事務所
 支部は必要な場所に支部事務所を置き理事会の承認を得ます。

第3条 支部の構成
 支部は区域内の組合員をもって構成します。

第4条 支部活動
 次の活動をおこないます。
 ①組合の目的、総代会方針、および理事会方針を地域に具体化し、組合員ならびに地域住民が安心して住み続けられるまちづくりの活動にとりくみます。
 ②組合員の親睦、交流、居場所づくりにとりくみ、組合員訪問などを強め、一人ぼっちの組合員をなくします。
 ③共和会および事業所とともに保健予防活動を積極的にすすめます。
 ④支部は組合運営について意見を出すことができます。
 ⑤支部は班を組織します。

- ④支部は組合員の拡大および出資金増資運動をすすめます。
 ⑤支部は組合員を対象に共和会の建設債を募集します。
 ⑥支部は健康ニュース等、資料の配布・配達をおこない共和会
会院所とともに保健予防活動をすすめます。

第5条 支部総会

- ①支部は1年に1回定期的に支部総会をひらきます。
 ②支部は必要に応じて臨時総会をひらくことができます。
 ③支部総会は支部長が招集します。
 ④支部総会は次のことを決めます。
 1) 活動の総括と方針を決めます。
 2) 決算および予算
 3) 支部役員の選出
 4) 理事会で定める基準に基づく総代の選出
 ⑤支部総会の議事録および諸決定は理事会に報告します。

第6条 役員および支部運営委員会

支部には次の役員をおき支部運営にあたります。

- ①支部長・副支部長若干名・事務局長・運営委員若干名・会計監査2名
 ②支部長は支部を代表し支部を統括します。副支部長は支部長を助け、支部長事故あるときは、その職務を代行します。事務局長は支部活動について実務を処理します。会計監査は年1回以上支部会計の監査をおこないます。
 ③支部長・副支部長・事務局長・運営委員は支部運営委員会を構成し、月1回以上または定期に会議をひらきます。
 ④支部運営委員会は、支部総会の方針にもとづき支部活動をすすめます。

第7条 班

支部は区域内の組合員を班に組織します。

第8条 事務局

事務局は支部の日常の業務をおこないます。

第9条 会計

支部の会計は理事会の定める支部費・事業収入および雑収入等によってまかないます。

第10条 この規則を定める他、支部運営上必要な事項は協議の上理事会で定めます。

第11条

この規則は1985年8月25日より実施します。

- ⑥支部は組合員の拡大および出資金増資運動をすすめます。
 ⑦支部は組合員を対象に共和会の建設債を募集します。
 ⑧支部は健康ニュース等、資料の配布・配達をおこないま
 す。

第5条 支部総会

- ①支部は1年に1回定期的に支部総会をひらきます。
 ②支部は必要に応じて臨時総会をひらくことができます。
 ③支部総会は支部長が招集します。
 ④支部総会は次のことを決めます。
 1) 活動の総括と方針を決めます。
 2) 決算および予算
 3) 支部役員の選出
 4) 理事会で定める基準に基づく総代の選出
 ⑤支部総会の議事録および諸決定は理事会に報告します。

第6条 役員および支部運営委員会

支部には次の役員をおき支部運営にあたります。

- ①支部長・副支部長若干名・事務局長・運営委員若干名・会計監査2名
 ②支部長は支部を代表し支部を統括します。副支部長は支部長を助け、支部長事故あるときは、その職務を代行します。事務局長は支部活動について事務を統括します。会計監査は年1回以上支部会計の監査をおこないます。
 ③支部長・副支部長・事務局長・運営委員は支部運営委員会を構成し、月1回以上または定期に会議をひらきます。
 ④支部運営委員会は、支部総会の方針にもとづいて支部活動をすすめます。

第7条 班

支部は区域内の組合員を班に組織します。**班は、①構成員が3人以上、②班長が班世話人をおく、③年3回以上の班会が開かれていることを指標とします。**

第8条 事務局

事務局は支部の日常の業務をおこないます。

第9条 会計

支部の会計は理事会の定める支部費・事業収入および雑収入等によってまかないます。

第10条 この規則を定める他、支部運営上必要な事項は協議の上理事会で定めます。

(付則)

この規則は改訂の日から施行します。

1985年8月25日制定

2017年6月4日改訂

【改訂のポイント】

現行規約にある明白な誤植・用字の誤りを訂正するだけでなく、民医連綱領改定の趣旨に沿って目的を整理し、全体的に用語や表現をわかりやすく見直しました。おもな改訂が所は次の通りです。

■全文に渡り「この組合」→「組合」（冗長）、「必用」→「必要」（誤用）、「過半数以上」→「過半数」（冗長）と訂正した。

■第3条「目的」：序列をなくし、全

体として表現を見直した。

■第4条：用語を見直し、条項も整理した。

■第5条：組合に入ることを表現する用語を「加入」に統一し、全文に渡って訂正した。

■第8条：出資金の使途を具体的に記述するようにした。

■第11条：序列を見直した。

■第4章：役員の名称や定数について、誤解の余地がないように、整理・見直しをおこなった。

■第18条：支部を設置する規模の目安

を明示した。

■第7章：現行規約は、たんなる改訂履歴にすぎない記載を「付則」と呼び、「章」や「条」を割り当てているが、法律や規則の一般的な表現にあわせて改訂した。

《支部規則》

■第1条：「17条」→「18条」（誤植訂正）。

■第4条：活動すべき内容をなるべく具体的に表現し、整理した。

以上